

愛知県道路公社は、平成27年10月13日に構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特措法」という。）に基づく公社管理道路について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく公共施設運営等事業に関する実施方針を公表しました。

今般、PFI法第7条の規定に基づき、特定事業を選定したので、PFI法第11条第1項の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

平成27年11月13日

愛知県道路公社 理事長 川崎 昭弘

-

愛知県有料道路運営等事業

特定事業の選定について

1 事業概要

(1) 事業名称

愛知県有料道路運営等事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

愛知県道路公社（以下「公社」という。）が管理する有料道路等

(3) 公共施設等の管理者等

愛知県道路公社 理事長 川崎 昭弘

(4) 事業方式及び内容

募集要項等に定める手続で選定された優先交渉権者の設立したSPCは、公社が管理する有料道路について公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に定める公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受けて、運営権を設定された選定事業者（以下「運営権者」という。）となる。

運営権者は、公社との間で公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施する。

1) 運営権設定路線の維持管理・運營業務

運営権者は、運営権設定路線において、特措法第14条に定める「道路の維持、修繕」を行うものとし、具体的には以下の業務を行うものとする。

① 交通管理業務

道路巡回業務、交通管制業務

② 維持業務

路面清掃業務、休憩施設等清掃業務、公衆トイレ清掃業務、排水施設清掃業務、植栽管理業務、雪氷対策業務等

③ 施設点検及び修繕業務

舗装点検及び修繕業務、法面、函渠及び擁壁等点検及び修繕業務、橋梁点検

及び修繕業務等

- ④ 危機管理対応業務
災害対策活動業務、通行規制業務、道路啓開業務等
- ⑤ 運營業務
料金徴収業務等
- ⑥ 引継業務

2) 改築業務

運営権者は、運営権設定路線のうち知多4路線において、公社の費用負担により、以下の改築業務を行うものとする。

- ① 半田インターチェンジ～武豊インターチェンジ間に武豊北インターチェンジ（仮称）の新設
- ② りんくうインターチェンジ出口の追加
- ③ 大府パーキングエリア（下り線）（仮称）の新設
- ④ 阿久比パーキングエリア（上り線）（仮称）の新設
- ⑤ 一部料金所における一般レーンの入口・出口の一部レーンを、ETC／一般混在レーンに変更
- ⑥ 橋梁床版防水工事の実施
- ⑦ 道路情報板等の機能向上工事の実施

3) 附帯事業及び任意事業

運営権者は、附帯事業及び任意事業を、自らの責任と費用で実施する独立採算事業として実施するものとする。なお、優先交渉権者の選定の過程において、これらの事業に関する提案を受け付け、評価するものとする。

(6) 事業期間

運営権の存続期間は、実施契約に定める日に始まり、特措法第10条又は第11条に基づき国土交通大臣の許可を受けた、運営権設定路線の料金徴収期間の満了をもって終了する。

ただし、料金徴収期間の満了前であっても、徴収した料金収入をもって運営権設定路線の建設等に要した債務の償還等が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある

運営権設定路線	存続期間終了期日
知多4路線	平成58年3月31日
猿投グリーンロード	平成41年6月22日
衣浦トンネル	平成41年11月29日
衣浦豊田道路	平成46年3月5日
名古屋瀬戸道路	平成56年11月26日

(7) 利用料金

運営権者は、公社が、特措法第10条又は第11条に基づき国土交通大臣許可を受けた料金の額（公社が料金割引を実施している場合にあっては当該割引後の料金の額。以下同じ。）を上限として、弾力的に料金の額を設定し、これを自らの収入として徴収することができる。

2 PFI事業として実施することの定量的評価

(1) 定量的評価の方法

1(4)1)の運営権設定路線の維持管理・運營業務について、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン並びにVFMに関するガイドラインの考え方を踏まえ、公社自らが実施した場合に事業期間中に得られる利益を現在価値に割り戻したものと、運営権者が支払う運営権対価を公社が受領した場合の収支を現在価値に割り戻したものを比較することにより、当該業務が独立採算事業として効率的かつ効果的に実施できるか評価を行うものとする。

なお、1(4)2)の改築業務については、コンストラクション・マネジメント方式にて実施するものとしており、公社自らが改築業務を実施した場合の費用を上回らない範囲において、運営権者による効率的な業務実施が期待される。

(2) 前提条件

次のとおり前提条件を設定し、評価するものとする。

区 分	公社自らが実施した場合	運営権者が支払う運営権対価を公社が受領した場合
算定対象とする収入	道路利用料金収入	運営権対価
	負担金 等	負担金 等

算定対象とする支出	維持費 管理事務所経費 本社経費 等	管理事務所経費の一部 本社経費の一部 等
-----------	--------------------------	-------------------------

(3) 評価結果

区 分	公社自らが実施した 場合	運営権者が支払う 運営権対価を公社 が受領した場合
道路利用料金収入 ①	328,663 百万円	—
運営権対価収入(元本) ②	—	121,977 百万円
運営権対価収入(利息) ③	—	19,076 百万円
維持費等 ④	211,725 百万円	22,107 百万円
比較の前提となる収支 A:①+②+③-④	116,937 百万円	118,946 百万円
A を現在価値化した数値	103,306 百万円	103,306 百万円

※すべて税抜表記

上記(2)の前提条件に基づき試算した結果、PFI事業として実施した場合、公社自らが実施した場合の収支を少なくとも同値以上となることから、効率的かつ効果的に実施できることが確認された。

3 PFI事業として実施することの定性的評価

1(4)1)の運営権設定路線の維持管理・運営業務及び1(4)2)の改築業務をPFI事業として実施する場合、以下に示す定性的効果が期待される。

1) 効率的な事業運営の実現

PFI事業として競争性、透明性の高い運営権者選定を行うことにより、維持費の削減、コンストラクション・マネジメント方式導入による原価透明性の確保、維持管理・運営業務と改築業務を同一の運営権者へ包括的に委ねることによる効率性の向上等、良質なサービスをより効率的に提供することのできる運営権者を選定することが期待できる。また、実施契約に基づいて公共施設等の管理者と運営権者が適切にリスク分担を図ることで効率的な事業運営、確実な償還の実施が期待できる。

2) 低廉で良質な利用者サービスの提供

P F I 事業として、公社のモニタリングによって公共性、安全性を確保しつつ、運営権者が有する専門的な知識や技術を最大限に活用することにより、有料道路の利便性向上、民間事業者の創意工夫による低廉で良質な利用者サービスの提供が期待できる。

3) 長期、継続的な事業運営の実現

P F I 事業として実施契約に基づき、約 30 年間の長期、継続的な事業運営を認めることにより、安定的かつ戦略的な道路運営が可能となり、道路利用者等のニーズの変化に応じた柔軟なサービスの提供が期待できるとともに、民間事業者に対する新たな事業機会の確保に繋がる。

※ 上記のほか、運営権者が近傍に立地する商業施設その他の施設を運営する事業と連携して維持管理・運営業務を実施することにより、道路の利便の増進を図るとともに、沿線開発等による地域経済の活性化といった効果が期待できる。

4 P F I 事業として実施することの総合的評価

運営権設定路線の維持管理・運営業務及び改築業務を P F I 事業として実施することにより、運営権者の資金、創意工夫及びノウハウを一括して活用することが可能となり、この結果、独立採算事業として効率的かつ効果的に実施できるほか、3 に示した様々な効果が期待される。

以上より、運営権設定路線の維持管理・運営業務及び改築業務を P F I 事業として実施することが適当であると認められるため、ここに P F I 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。